

○ 後継者として事業経営を当たらせる遺言

## 遺言書

遺言者東山太郎は、この遺言書により次のとおり遺言する。

1. 妻東山春子には、次の財産を相続させる。

- (1) 所在地 ○○市○○町○丁目  
地番 ○番  
地目 宅地  
地積 ○○○. ○○平方メートル
- (2) 所在地 同所同番地  
家屋番号 ○番  
種類 居宅  
構造 木造瓦葺平家建  
床面積 ○○○. ○○平方メートル

2. 長男東山一郎には、遺言者の経営する東山工業株式会社の後継者としてその事業経営をしてもらうため、次の財産を相続させる。

- (1) 東山工業株式会社の株式のすべて
- (2) 所在地 ○○市○○町○丁目  
地番 ○○番  
地目 宅地  
地積 ○○○. ○○平方メートル
- (3) 所在地 同所同番地  
家屋番号 ○○番  
種類 工場  
構造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建  
床面積 1階 ○○○. ○○平方メートル  
2階 ○○○. ○○平方メートル

3. 二男東山二郎には、次の財産を相続させる。

- (1) ○○銀行○○支店 定期預金 口座番号○○○○○○○○
- (2) ○○銀行○○支店 普通預金 口座番号○○○○○○○○
- (3) ○○○○株式会社株式 3万株

4. この遺言の遺言執行者として、○○市○○町○丁目○番○号北村一夫を指定する。

(付言) 妻東山春子及び二男東山二郎兩名は、遺言者の遺志を尊重し、東山

工業株式会社の経営に協力することを強く希望する。  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

遺言者 東 山 太 郎<sup>Ⓔ</sup>

※ 作成の要点

- ・ 事業の後継者を指定することは遺言事項ではありません。したがって、会社の株式と会社経営に必要な財産を後継者に相続させます。
- ・ 付言は、法的効力はありませんが、遺言者の最終の意思を示すものとして、相続人の理解と協力を求め、円満な相続につながります。